3　共済年金の職域加算額廃止に伴う経過措置
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号）の施行日（平成二七年一〇月一日）において、同法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前の国家公務員共済組合法による職域加算額を支給するとともに、遺族共済年金について給付の見直しを行うこととした。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三六条～第四八条関係）

三　平成二五年一月一日から同年九月三〇日までの間における調整率を一〇〇分の九八とし、同年一〇月一日から平成二六年六月三〇日までの間における調整率を一〇〇分の九二とする経過措置を定めること等所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第一一条関係）

四　この法律は、平成二五年一月一日から施行することとした。ただし、一の2及び3に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、二に掲げる規定は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（法律第九七号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

1　退職等年金給付関係

㈠　退職等年金給付は、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金とすることとした。（第七四条及び第七六条関係）

㈡　退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二〇年又は一〇年とすることとした。（第八七条関係）

㈢　退職年金は、六五歳以上の退職者に支給するほか、六〇歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとした。（第八八条及び附則第一九条関係）

㈣　退職年金の額は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じ、基準利率による利子を加えた給付算定基礎額を年金現価率で除して得た金額とすることとした。（第七七条、第八九条及び第九〇条関係）

㈤　有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとした。（第九一条関係）

㈥　一年以上の引き続く期間を有する組合員又は組合員であった者が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金の支給を受けていない額の一時金の支給を行うこととした。（第九三条関係）

㈦　公務障害年金及び公務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定めることとした。（第九七条～第一〇七条関係）

㈧　組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととした。（第一〇八条～第一一一条関係）

2　費用負担等

㈠　退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金一〇〇分の五〇及び地方公共団体の負担金一〇〇分の五〇をもって充てることとするほか、少なくとも五年ごとに再計算を行うこととした。（第一一三条関係）

㈡　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金の割合は、一、〇〇〇分の七・五を超えない範囲とすることとした。（第一一四条関係）

㈢　地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会は、退職等年金給付の支払、退職等年金給付組合積立金の管理及び運用等の業務を行うこととした。（第三条の二及び第二七条関係）

㈣　地方公務員共済組合連合会は、退職等年金給付調整積立金の管理及び運用並びに退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理等を行うこととした。（第三八条の二及び第一一二条の一〇～第一一二条の一六関係）

㈤　地方公務員共済組合連合会は、一定の場合に国家公務員共済組合連合会に対して財政調整拠出金の拠出を行うこととした。（第一一六条の二及び第一一六条の三関係）

二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

一元化法の施行日（平成二七年一〇月一日）において、改正前地共済法による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前地共済法による職域加算額を支給するとともに、遺族共済年金について給付の見直しを行うこととした。（附則第六〇条～第七四条関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（法律第九八号）（文部科学省）

一　私立学校教職員共済法の一部改正

1　私立学校教職員共済制度の退職等年金給付として、退職年金、職務障害年金及び職務遺族年金を設けることとした。（第二〇条関係）

2　退職等年金給付の支給要件及び額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用することとし、必要な読替えを行うこととした。（第二五条関係）

二　日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正

1　日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、その業務として私立学校教職員共済法に規定する退職等年金給付を行うこととした。（第二三条関係）

2　事業団は、退職等年金給付の業務に係る経理については他の業務に係る経理と区分し、勘定を設けて整理することとした。（第三三条関係）

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正
被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「改正前私学共済法」という。）による年金である給付の受給権を有しない者に対して、その加入期間に応じ、同日以後、経過措置として改正前私学共済法による職域加算額に相当する給付を支給することとした。（附則第七八条関係）

四　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（法律第九九号）（厚生労働省）

一　国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　国庫は、平成二四年度及び平成二五年度について、三六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担することとした。（附則第一四条の二関係）

2　国民年金の保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、平成二四年四月から平成二六年三月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずることとした。（附則第一〇条第一項及び第一四条第二項関係）

3　年金額の改定の特例措置の段階的な解消

㈠　年金額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二六年度までの間とし、平成二七年度は適用しないこととした。（附則第七条、第八条、第二七条～第二九条、第五二条～第五四条関係）

㈡　年金額の改定の特例措置に基づく平成二五年度及び平成二六年度の年金額について、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を基準とする改定と併せて、一・〇パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずることとした。（附則第七条の二、第八条の二、第二七条の二、第二八条の二、第二九条の二、第五二条の二、第五三条の二及び第五四条の二関係）

二　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　国家公務員共済組合制度について、一の1の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第八条の二関係）

2　国家公務員共済組合法による年金である給付について、一の3の改正に準じた改正を行うこととした。（附則第四条～第五条の二、第七条、第七条の二、第二五条及び第二五条の二関係）